



職員からの苦情相談制度

姫路市公平委員会

◆ 苦情相談制度の概要

職員からの勤務条件や勤務環境等に関する悩みや苦情について、相談に応じます。

◆ 苦情相談できる職員

相談することができるのは、**一般職の職員（条件付採用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員を含みます。）**です。

ただし、企業職員、技能労務職員は、対象となりません。

◆ 相談できる内容

任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、サービスに関する悩みをはじめ、職場の人間関係、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、パワー・ハラスメントに関する職員本人からの相談に応じています。

ただし、離職した職員については、離職又は再任用に関することに限ります。

また、次に示す内容は、苦情相談では対応できません。

< 苦情相談では対応できない項目 >

- ① 任命権者や給与決定権者等が裁量で行う事項について、その行使を求めること。
(例) 異動させてほしい、昇格させてほしい、他者を懲戒処分に付してほしい など
- ② 損害賠償を求めること。
(例) 不快に感じたことについて、賠償させてほしい など
- ③ 謝罪を求めること。
(例) 上司に謝らせてほしい など
- ④ 職場等における不正行為を告発すること。※公益通報窓口が別にあります。

◆ 相談の方法

面談、電話、文書のいずれかの方法により相談を行うことができます。

なお、相談は、原則として「職員本人」に限られ、御家族の方など代理人による相談はできません。

方法	備考
面談	面談を希望する場合は、事前に苦情相談窓口で電話で日時等を確認してください。
電話	079-221-2151（苦情相談窓口） ※「監査事務局」につながります。
文書	郵送による場合は、次の宛先としてください。 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市公平委員会事務局 <u>※受付後、内容等を確認しますので、連絡先の電話番号を明記してください。</u>

◆ 秘密の保持

相談者、相談内容等の全てについて、秘密は厳守します。任命権者等に相談内容等を伝えるときには、事前に相談者の了解を得た上で行いますので、安心して相談してください。（姫路市職員の苦情相談に関する規則第8条）

◆ 職場での不利益な取扱いの禁止

職員が苦情相談を行ったことにより、職場で不利益な取扱いを受けることがないよう任命権者において配慮しなければならないことになっています。（姫路市職員の苦情相談に関する規則第9条）